

(案)

横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る行政処分要綱

制定 令和3年 月

(目的)

第1条 この要綱は、行政手続法(平成5年法律第88号)第12条に定めるところにより、ポリ塩化ビフェニル(以下、「PCB」という。)廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下、「法」という。)の規定に基づき、横浜市長が行う行政処分について、処分基準及びその手続きを定め、行政処分を公正かつ適正に行うとともに、PCB廃棄物の適正処理を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法に規定するもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 改善命令 法第12条第1項の規定に基づき、PCB廃棄物を保管する事業者(以下「保管事業者」といい、法18条第3項の規定により高濃度PCB廃棄物とみなされた高濃度PCB使用製品を所有する事業者を含む。)に対し、PCB廃棄物の処分その他必要な措置(以下、「処分等措置」という。)を講ずべきことを命ずること。
- (2) 代執行 法第13条第1項の規定に基づき、横浜市長自らがその処分等措置の全部又は一部を講ずること。

(行政処分の基準)

第3条 改善命令及び代執行を実施する基準は、別表のとおりとする。

(改善命令)

第4条 保管事業者が別表の要件1又は2に該当する場合、横浜市長は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則(平成13年環境省令第23号)第18条各号に規定する事項を記載した改善命令書を保管事業者に発出し、改善命令を実施する。

2 横浜市長は、前項に掲げる改善命令に係る処分等措置の履行状況について、処理施設との処分委託契約書の写しの確認等の確実な方法により確認を行う。

3 横浜市長は、改善命令に係る処分等措置が講じられていないと認める場合には、改善命令違反として捜査機関と協議の上厳正に対処する。

(弁明の機会の付与)

第5条 横浜市長が改善命令を行う際は、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項第2号の規定に基づき、弁明の機会を付与する。

2 前項の規定は、公益上、緊急に改善命令を行う必要があるため、弁明の機会の付与に係る手続を執ることができないときは適用しない。

(代執行)

第6条 保管事業者が別表の要件3、4又は5に該当する場合、横浜市長は代執行を実施する。

2 横浜市長は、保管事業者が別表の要件4に該当する場合、相当の期限を定めて処分等措置を講ずべき旨及びその期限までに当該処分等措置を講じないときは横浜市長が当該処分等措置を講じ、当該処分等措置に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ公告する。

3 横浜市長は、代執行に要した費用について、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用して保管事業者から徴収する。

（行政処分の公表）

第7条 横浜市長は、改善命令又は代執行を行ったとき、速やかにその事実を公表する。

（その他）

第8条 本要綱に定めのない事項及び本要綱の実施に関し必要な事項は、別途要領により定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、 年 月 日から施行する。

別表 行政処分の基準（第3条関係）

要件	処分内容
1 法第十条第一項又は法第十四条の規定に違反し、自ら処分し、又は処分を処理施設に委託しなかったとき。	改善命令
2 法第十条第三項の規定に違反し、自ら処分又は処理施設に委託する見込みがないとき。	
3 改善命令に係る期限までに、改善命令に係る処分等措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。	代執行
4 処分等措置を命ずべき者を確知することができないとき。	
5 緊急に処分等措置を講ずる必要がある場合において、改善命令をするいとまがないとき。	

(案)

横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る行政処分事務取扱要領

制定 令和3年 月

(目的)

第1条 この要領は、横浜市ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の適正処理に係る行政処分要綱（以下「処分要綱」という。）の事務取扱について、必要な細目を定めることを目的とする。

(要件への該当性判断)

第2条 処分要綱第3条別表に定める要件への該当性判断は、PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下、「法」という。）第24条に基づく報告又は第25条に基づく立入検査等により確認した内容をもとに行う。

2 前項に基づく報告は、様式第1号により行う。

3 第1項の確認にあたり、PCB廃棄物を保管する事業者（以下「保管事業者」といい、法18条第3項の規定により高濃度PCB廃棄物とみなされた高濃度PCB使用製品を所有する事業者を含む。）が、報告拒否、虚偽報告、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避による違反行為を行った場合は、捜査機関と協議の上、厳正に対処するとともに、違反行為を行った理由の聴取及びその状況の記録を行う。

(立入検査等による確認内容)

第3条 第2条第1項において確認する内容は、次の項目とする。

(1) PCB廃棄物の保管有無

(2) PCB廃棄物の保管状況

(3) 帳簿類（処分委託に必要な資力が事業者にあるか判断するために必要な貸借対照表、損益計算書等の書類を含む。）

2 保管事業者に対する指導又は助言は、指示書（様式第2号）又は電話や対面による口頭で行い、その経緯は書面にて記録する。

3 保管事業者の不存在又は不明が疑われる場合は、登記記録や住民票等の公的書類により実態を確認し、保管事業者の特定に努める。

(改善命令の発出)

第4条 処分要綱第4条第1項の改善命令書は様式第3号とする。

2 改善命令の履行期限は、改善命令の発出日から起算して30日以内の期間に定める日を指定する。ただし、改善命令の対象となる保管事業者がPCB処理費用の助成等を受ける可能性がある場合は、その申請から決定までに要する期間を考慮し、履行期限を改善命令の発出日から起算して60日以内の期間に定める日を指定する。

3 改善命令書の送達方法は、次のとおりとする。

- (1) 原則として、対象となる保管事業者に手渡し、受領署名、受領印又は写真撮影により送達の記録を残す。
 - (2) 対象となる保管事業者が破産宣告を受けている場合は破産管財人、清算中の場合は清算人、逮捕、拘留、その他の処分により収容されている場合は刑事施設の長に送達する。
 - (3) 対象となる保管事業者に手渡すことが困難な場合は、配達証明郵便による送達又は送達すべき場所へ投函にて送達する。投函にて送達した際は、複数人で実施し、送達の様子を写真撮影する。
 - (4) 第1号から第3号までのいずれの方法でも送達が困難な場合は、保管事業者の氏名、改善命令書をいつでもその者に交付する旨を記載した資料を市庁舎の掲示板に掲示し、掲示日から二週間を経過したときに、改善命令書がその者に到達したものとみなす。
 - (5) 対象となる保管事業者が不存在の場合は、改善命令書を発出しない。
- 4 第2項の履行期限、第6条第2項の提出期限及び代執行を対象となる保管事業者に確知させる期間を考慮すると、処分等措置を講ずることができない場合、改善命令をするいとまがないと判断する。

(改善命令の履行の確認)

第5条 改善命令の履行の確認は、PCB処分に係る委託契約書の書面を確認すること等により行うほか、必要に応じて、法第25条に基づく立入検査等を実施して確認する。

2 対象となる保管事業者が書面で改善命令に係る処分等措置を講じない意思を明確に表示した場合、改善命令に係る処分等措置を講ずる見込みがないと判断する。

3 第4条第2項の履行期限のおおむね10日前において、処分等措置が講じられていないときは、対象となる保管事業者に対し、改めて書面で当該改善命令の履行を催告する。ただし、第4条第3項第4号により改善命令書が到達とみなした場合及び第5号により改善命令書を発出しなかった場合はこの限りではない。

(弁明の機会の付与)

第6条 処分要綱第5条第1項の弁明の機会の付与は、その旨の通知(様式第4号)を対象となる保管事業者へ送達することで実施する。

2 対象となる保管事業者が弁明を行う場合は、書面で提出することとし、提出期限は第1項の通知日から起算して10日以内の期間に定める日を指定する。

3 第1項の送達方法は、第4条第3項の規定による。

(代執行)

第7条 処分要綱第6条第1項の代執行を実施する際は、その旨の通知(様式第5号)を対象となる保管事業者へ送達し、確知させる。ただし、対象となる保管事業者が不存在の場合は通知しない。

- 2 処分要綱第6条第2項に規定する公告は、保管事業者の氏名、代執行の実施日、実施内容、実施に関する費用の見積もり額及び代執行費用を徴収する旨を記載した資料を市庁舎の掲示板に掲示すること又は代執行を実施する場所に掲示板を立てて掲示を行うことにより実施する。
- 3 前項の公告の期間は、原則として30日間とする。
- 4 代執行の実施にあたり、PCB廃棄物処理業者との委託契約を締結する前に、代執行支援事業による助成金の交付申請を、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下、「JESCO」という。）へ行う。また、対象となるPCB廃棄物の情報がJESCOへ登録されている場合は、それらを横浜市の名義に変更する手続きも同様に行う。
- 5 横浜市長は、代執行に随伴するものとして、必要最小限の実力を行使することができる。

附則

（施行期日）

この要領は、 年 月 日から施行する。

(案)

(様式第1号)

資 産 第 号
年 月 日

住所
氏名又は名称

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく
報告の徴収について（通知）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第24条の規定に基づき、次の事項について、 年 月 日までに文書で報告されるよう通知します。

なお、この報告を行わず、また虚偽の報告を行った場合には、同法第35条第2号の規定による罰則が適用されることがありますので、念のため申し添えます。

(案)

(様式第2号)

指 示 書

年 月 日

様

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の適正化のため、次のとおり指示します。

1 指示事項

2 改善又は報告期限等

(案)

(様式第3号)

改善命令書

住所

氏名又は名称

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項の規定により、次のとおり処分等措置を講ずることを命ずる。

なお、この命令に違反した場合には、法第33条第1号の規定により罰せられることが有る。

年 月 日

横浜市長

1 講ずべき処分等措置の内容

(1)

(2)

(3)

2 履行期限

3 命令を行う理由

4 措置を講じないとき

5 教示

(案)

(様式第4号)

第 号
年 月 日

住所
氏名又は名称

横浜市長

「弁明の機会」の付与」通知書

- 1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
 - (1) 予定される不利益処分の内容
 - (2) 予定される不利益処分の根拠となる法令の条項
- 2 不利益処分の原因となる事実
- 3 弁明書の提出先及び提出期限
 - (1) 提出先
 - (2) 提出期限
- 4 その他

(案)

(様式第5号)

年 月 日

住所

氏名又は名称

横浜市長

代執行の実施について（通知）

1 実施時期

2 代執行の実施内容

(1)

(2)

(3)

3 代執行の実施に要する費用の見積額